

平成24年10月定例教育委員会会議録

1 期 日 平成24年10月11日(木)

2 場 所 都城島津邸 交流室

3 開始時間 午後1時35分

4 終了時間 午後3時50分

5 出席者

小西委員長・瓦田委員長職務代理者・堀内委員・島津委員・酒匂教育長

その他の出席者

池田教育部長・新宮文化財課長・都城島津邸館長・渋谷教育総務課副課長・新甫学校教育課副課長・生涯学習課田中主幹・教育総務課東主幹・生涯学習課東副主幹・

6 会議録署名委員

瓦田委員・島津委員

7 開会

○小西委員長

それでは、ただいまより10月の定例教育委員会を開催いたします。

8 前会議録の承認

○小西委員長

平成24年9月定例教育委員会会議録につきましては、すでに原案がお手元に届いていると思いますが、7ページの瓦田委員の発言の訂正がありまして、上から2行目の「一人の担任の先生が一つの学校」となっていますが、正しくは「一つの学級」ですので、差し替えをよろしく願います。他にご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○小西委員長

それでは前回の会議録を承認いたします。

9 会議録の署名委員の指名

○小西委員長

本日の会議録の署名委員に、都城市教育委員会会議および選挙等に関する規則第15条の規定により、瓦田委員と島津委員をお願いいたします。

10 教育長報告

9月定例教育委員会以降の行事等について概要報告(主要なもの)

(1)学力向上対策委員会について

学力の状況についてはこれまでも教育委員の先生方にお伝えしてきたが、その後教育委員会学校教育課の方で事細かに分析をしてきた。そのデータを基に、学校の代表校長の方にお集まりいただき、対策委員会を開催したところである。様々な課題が、都城の子供たちの中で明らかになった。例えば、家庭における学習時間が足りないということ、新聞やニュースなどに対する関心が少し足りないということ、さらには将来の夢や目標をしっかりと持っているかという点についても、若干物足りないようにあるということである。そういった課題が明らかになり、これは保護者や家庭の協力を頂かなければならない。学力向上は学校と家庭が一体とならなければ成果は望

めないということで、家庭に対してもパンフレットを準備し配布しようとしているところである。また、学校の職員の意識の在り方も大きな課題だと思う。校長が、学力向上が大きな課題だという意識を持ち、その校長の課題意識、ビジョンを学校のすべての職員が共有すること、「共通理解・共通実践」がいかに大切であるかということ、対策委員会の中でお話をした。小惑星探査機「はやぶさ」が大変な苦勞をして地球に帰還したが、それを例にして話した。「はやぶさ」が危機を克服した理由として、JAXA（独立法人宇宙航空研究開発機構）の川名名誉教授が3つの点を挙げている。第1点は、リーダーのゆるぎなさ、第2点は、職員皆がその仕事が好きであるということ、3点はこのミッションを高いレベルでそれぞれの職員が共有できていたことである。このお話を引用して、学校の大きな課題・学力向上についてもそっくり当てはまる。特に3つ目の職員がミッションを高いレベルで共有することについては、校長先生方は非常に大きな課題として、捉えてほしいとお話した。これから学校では少しずつ課題解決に向けて努力をしてくれることだろうと思っている。ある校長先生から、先生たちが休み時間も子どもたちと付き合っ、算数や国語のことなどいろいろなことを話題にしながら子どもたちと関わっているというお話を聞いた。学校での取り組み状況が向上しているのかなと思う。

(2) いじめに関することについて

前回の定例教育委員会で、文科省の緊急の調査結果についてお知らせすると申し上げたが、この詳細については後程学校教育課から報告する。私からは、この結果を踏まえてどうしていくのかということについてお話しする。まず学校の取り組みとしては、いじめ不登校対策委員会を充実させて取り組むように重ね重ね校長先生方をお願いしており、学校としても危機意識を持って取り組んできているところである。それでは、教育委員会としてはどうしていくのか。先般の議会の中でも多くの議員さんがいじめ問題について質問された。例えば、駆け込み寺のような施設を作ったらどうだろうか、相談体制は十分なのかというご指摘を受けた。都城市としては、適応指導教室(青少年育成センター)の充実を一層図っていくことが大切であるという認識を持っている。相談者は校長・保護者・子ども・本人など、様々な人たちが電話や訪問をして相談をしているのだが、昨年の相談件数は260件、本年度は9月までで107件の相談が寄せられているところであり、相談室の充実を図っていこうと考えている。例えば、本庁から遠い地域の子供には、総合支所管内に相談室があれば良いのではないかという声を相談員の先生が聞かれたので、部長の計らいで総合支所の中にそういった相談室の確保をしているところである。また、できれば職員を一人増やして、体制を一層充実させていければいいと思う。こういう場所があるということを広報していくことも重要かと思うので、それについても課題として考えていきたいと思う。さらには、人員の体制が整った折には、土曜日曜の相談があるかもしれない。その際には、例えば予約制を取り入れて、相談員の先生方に交替制で対応していただくということも必要だと思う。いずれにしても、子どもの悩みをしっかりと聞き取る、相談に乗ってあげるという体制が重要だという認識をしているので、今後も工夫を重ねて参りたい。

(3) コミュニティースクールについて

本日の新聞で、コミュニティースクールについての文科省の新しい考えが掲載されていた。人事権を抜いて、このコミュニティースクールを推進する、新しいコミュニティースクールの制度を作ろうという動きがあるようである。これは、都城市が今取り組もうとしていることと全く同じことであり、その方向で考えたときに非常に安心をしたところである。財政の方にも認めてもらい、予算等も確保できたので、25年の4月から全学校一斉に取り組んでいただくために、そのためのスケジュールをこれからしっかりと立てていかなければいけない。学校だけで教育を論

ずる時代ではないし、地域の方々、家庭と一緒に子どもたちの育ちを支援していくという考えをしっかりと都城市全体に根付かせていきたい。課題もたくさんあるかと思うので、これからご相談申し上げていきたい。

○小西委員長

ただいまの教育長の報告についてご質問はございますか。

○堀内委員

いじめの件なのですが、広報活動も大事なのですが、子どもの悩みにスピードをもって対応するために、どこに相談に行けばよいのか分かりづらいので、学校に目安箱は置けないのですか。

○教育長

置いている学校もあります。

○堀内委員

全部設置していれば、子どもが直接悩みを相談できるのではないのでしょうか。なかなか、どこに相談すべきなのか調べようがなく、聞きづらい子もいると思いますし、どこから話せばよいのか分からない子は、フリーアンサーで書けるので、良いと思いますが。

○教育長

子どもの悩みや心の内をどうやって把握しているのかということについて学校に調査したところ、観察や、定期的なアンケート、そして悩みを投函する目安箱など、様々な方法によるものでした。このように、悩みを聞き取るということを大変重要視してほしいということを学校にはお願いしてあります。先ほどの調査についても、「どうやって把握しているか」という質問は文科省にはなかったもので、都城市独自の質問をしたところでもあります。それによって学校は大きな危機感として受け取ったことだろうと思いますし、また今のご意見も、今後校長先生方にしっかりと伝えていきたいと思います。

○堀内委員

いじめられている子ども側にすれば、投函する時に先生たちに見られるのも嫌だと思います。目安箱の設置場所を考えて、24時間投函できるようにしなければ、パフォーマンスで終わってしまうような気がします。

○小西委員長

目安箱について、私は教育委員の前に人権擁護委員をしていましたが、いじめや悩みについて根本のところを把握したいという点で、目安箱に入れる行為自体が本人にとってきついのではないかと。そこで、SOS ミニレターという制度がスタートしました。いつでも郵送で、助言が返ってくる制度です。アンケートや観察と共に、目安箱にも工夫をしていただければと思います。

○教育長

子どもの声を聞き取る、悩みを聞くことに関しては、たくさんの選択肢があればあるほど良いと思います。例えばSOSレターに関しても、人権擁護委員の方が中心となって、いつでも子どもたちが手紙を出してくれるようにと学校を回って配っていただいています。そして、子どもたちが手紙を直接人権擁護委員会の方に郵送し、個別に対応していただいております。都城市としては、都城市の青少年育成センター適応指導教室の充実を図りながら、そこでも子どもたちの声を聞き取っていきたくて考えております。たくさんの選択肢をこれからも大事にしていきたいなと思います。

○島津委員

生徒たちの声をどのように聞き取っているのかというお話があったのですが、学校としていじめをどう発見するかという観点で、携帯電話のニュースサイトを見ていたところ、2011年の文科省の調査で、全国公立・私立の児童生徒の問題行動調査というものがあり、宮崎のいじめの認知件数が年間115件という数字が出ていました。この数字は少ない方でしたが、これがいじめが少ないということならば喜ばしいことですが、本当はいじめがあるのに認知できていないということになると、この数字は怖いものであると思います。先生方も目を配られていると思いますが、いじめの認知をどう取り組んでおられるかということに焦点を当てておかないといけないと思います。

○教育長

確かに文科省の調査では、下から2番目の認知件数でした。この件について、認知件数と発生件数のずれの問題をもう少し重要視して吟味していかなければならないと思います。本当は、いじめはもっとたくさんあるのではないだろうかと思います。いじめをしっかりと認知して行って、発生件数との差を縮める努力をするべきではないかという議論が、現在宮崎県でなされているところです。今後校長先生方にもしっかりとお話をし、認知しても学校評価には影響されず、学校経営の問題点を指摘されることも無いし、しっかりと認知・報告をして対応することが学校経営であるということを折に触れお話をしていきたいと思います。認知件数、発生件数の問題については今後対応していきたいと思います。

○堀内委員

社会福祉協議会がいいことや手助けをしたときに表彰していると思うのですが、もっと、地域や学校や友達に対していいことをしている人がいると思います。表彰式に何度か出るたびに、表彰されている方は本当に些細なことでも表彰をされているので、そのようにいいことをしている人がいっぱいいるのではないかと思います。先ほどの話と合わせて、いい情報も得られると良いのかなと思います。

○教育長

それについても今後力を入れていきたいと思われし、各学校でも、「〇〇さんの良いところ探し」といった取り組みをしている学級もあります。両人あいまって子どもを育てていくという認識を持っていきたいと思っております。

○瓦田委員

教育長のお話もその通りだなと思われし、島津委員のお話も本当によく分かりましたが、問題は、広島の小5の虐待死で、町の対応が非常にまずかったということを新聞で拝見しました。児童相談所から町に報告がある際に、細かい説明とその後の見守りが無く、学校にも話が無かったということでした。お互いに連絡がきちりとしていければ、大事にはならなかったのではないかと思います。いじめの問題も同じだと思われし。いつも学校の先生が悶々と抱え込んでいるよりも、教育委員会が吸い上げてきて明らかにするということが必要だと思われし。学校側は隠したがるというか、なかなか教育委員会まで届いていません。届いてから教育委員会がどうするのかということは、教育長と学校教育課が考えられると思われし、そこについても密にしていただいて、隠さないということを徹底してもらいたいと思われし。

○島津委員

学力向上の件で、教育長から保護者の協力が必要だとあったのですが、学校訪問で先生方の話を聞いていると、本当にそうだなと思われし。ただ、保護者の中にも理解して取り組んでくれる方と、そうではない方がいらっしゃるのでは、何とか理解していただけるように、親を教育すると

いったら変ですが、親への啓発が本当に必要だと思います。どこか働きかければ良いのかと思いますが、何とか親御さんたちに認識していただいて、子どもが力をつけるために協力していただきたいと思います。コミュニティースクールについても、地域ぐるみでということなので、どうにかうまくリンクして良い形が作れればと思います。

○小西委員長

学力向上についてですが、意識を啓発して、1人でも多くの保護者の理解を広げていくということは本当に大切なことだと思うのですが、意識以前に、物理的にも時間的にも関われないという家庭が増えていると思います。これの解決策というのはとても難しいだろうと思います。意識が有れば何としてでもできるという次元と、意識が有っても家庭そのものが成り立っていないという場合もあるようです。その場合は、先生方が大変苦勞されているところだと思うのですが、その辺の実態はどうでしょうか。地域的にも差があると思いますが、意識的な改革で改善されるのか、教育長のご意見を伺いたいのですが。

○教育長

先般もお話ししましたが、秋田県の学力が非常に高く、特に周辺部が高いということです。周辺部は三世代の家庭が多いということで、両親が働いていてもおじいちゃんかおばあちゃんがおられて、子供との関わりを持っており、そういった環境が影響しているのではないかとこのことを、秋田県の先生がおっしゃっています。これは、確かにそうだと思います。今の都城に当てはめようとすると、なかなか家族構成まで云々はできないので、他にどのような方法があるかということについて、後は学校がかなりの努力をしなければなりません。例えば、そのための環境づくり。つまり、先生方が子どもと向き合う時間をしっかりと確保して、そして悩みを抱えている子どもたちに、先生方がしっかりと向き合ってほしいということ、先般の校長会でも言ったところです。学校で子どもと向き合っていく時間をどう確保するのかということ、これをテーマに校長先生方に考えてほしい。例えば、職員朝会を3回のところ2回にしてみたり、様々な工夫の余地があるのかもしれませんが。若しくは職員会を午後に行ったり、子どもが帰った後に会議を行うのも良いかもしれません。子どもがいるのにもかわらず、そこから離れて職員室に集まるという姿がずっと続いてきており、それが当たり前のようになっていきます。そういった発想を変えてみることも必要ではないかと思えます。家庭で補えないこともありますので、その分は学校で努力をすることも必要なのかなと思えます。

○小西委員長

夜に一人で過ごす子供もいますが、学校で向学心を植え付け、そこで一人で頑張れるという状況を増やさない限り、解決しないのではないかと思います。家庭は大事と分かっているけど、補えないというのが社会の状況ではないかと思えます。子どもがいかに孤独な時間を頑張るかという指導を先生方をお願いできないものかと思っております。

○堀内委員

私たち企業から見ると、行政は臨機応変さに欠けると思えます。例えば今年は運動会が雨天のため、平日に順延になりましたが、そうすると保護者の方が参加しにくくなります。家庭の教育など、交流を作ることも学校側の努めならば、その臨機応変さが必要だと思います。テレビでは、夜5時から始まる運動会について放送されていました。夜は祖父母も交えてキャンプファイヤーをし、夜ご飯を皆で食べるそうです。そうすると、働いている方も仕事を終えてから参加できます。そういった発想の転換も大事だと思います。自分も運動会が順延になり出席できなかったの、臨機応変な対応をお願いしたいと思います。

11 議事

○小西委員長

それでは、議事に入ります。本日は、報告4件、議案9件です。

まず、報告第53号「平成24年度都城市教育委員会名義後援について」と議案第26号「西岳小学校体育館クラブハウスの使用料について」、議案第27号「平成24年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について」を教育総務課副課長よりご説明いただきます。

※教育総務課副課長より説明

○小西委員長

評価シートその1-2について、参加した行事、研修会の日付や参加した教育委員等に実績と違う部分がありますので、後でまたお知らせしたいと思います。

○小西委員長

議案第26号の西岳小学校体育館クラブハウスの使用料について、冷暖房設備の使用料はどの施設も部屋の使用料に相当する額の5割相当額というふうになっているのですか。

○教育総務課副課長

公民館、社会教育施設や今年オープンしました笛水小中学校体育館クラブハウスも同じ使用料設定になっています。

○堀内委員

西岳小学校体育館クラブハウスの使用許可に際しての規約等はあるのですか。そこを明確にしておいた方が、後々いいのではないかと思います。

○教育総務課副課長

地区公民館的な役割を持たせるということで、地区公民館と同じような使用にあたっての縛りはあります。国の補助事業であるため10年以上は学校体育館のクラブハウスという学校施設となりますが、10年経過後文部科学大臣に申請し承認されれば社会教育施設として転用できますので、地区公民館と同じ扱いになると思います。

○堀内委員

管理人はどうなるのですか。

○教育部長

資料に建物の平面図がありますが、ひとつの建物の中に3つ違う機能が入っています。クラブハウスは、体育館を使われる方々に使っていただくというのが目的です。文科省の基準の中で会議室とかシャワー室も補助の対象になるということで、その制度を利用しています。クラブハウスを使うにあたっては、クラブハウス条例というのがありませんので、都城市使用料条例に追加して運用していくということです。今回の議案は、使用料等審議会にこの使用料案で諮問してよろしいかということです。使用料等審議会でこの使用料でよろしいという答申があれば、次回の定例教育委員会で使用料条例改正の議案を提出することになります。この条例の中には、クラブハウスを使える時間帯も入っていますが、地区公民館と同じ時間帯になっています。また、免除に関する規定もあります。地区公民館は、公民館条例があります。これについても、定例教育委員会に条例改正の議案を提出し改正していくことになります。管理は、地区公民館に館長、指導員、嘱託職員がいますのでクラブハウス使用に際しての手続きもお願いしたいと考えています。

○小西委員長

それでは、報告第53号を承認し、議案第26号、議案第27号を決定します。

続いて議案第28号「都城市立小中学校の校区内危険個所における児童生徒の事故防止等に関する要領の制定について」、議案第29号「都城市立小中学校におけるパワーハラスメントの防止等に関する要綱の制定について」、議案第30号「都城市立小中学校における職員のセクシャル・ハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正する訓令について」、議案第31号「都城市就学援助規則の全部を改正する規則の制定について」を学校教育課副課長よりご説明いただきます。

※学校教育課副課長より説明

○瓦田委員

就学援助費についてですが、これまでは市から学校長口座に振り込まれていたものを、これからは個人の口座に直接振り込むようにするということですね。それから、現在は振込手数料が発生するということでしたが、学校が振込手数料を払っているということだと思います。今後は、個人の口座に振り込む場合、市が振込手数料を負担するということですか。

○学校教育課副課長

市が個人に公金を振り込む場合は、公金ということで振込手数料はいりませんが、校長口座に振り込む場合は、振込手数料が発生します。

○堀内委員

個人の口座に振り込むのは、たとえば修学旅行費に充てるための就学援助費を別の目的で使い込んでしまったりするケースも考えられるので、場合によっては学校長口座にも振り込めるようにしたほうがいいのではないかと思います。実質どのくらいの方々が就学援助を受けているのですか。

○学校教育課副課長

24年度の当初で1,597件です。小中学校の全児童生徒数は約15,000人です。

○堀内委員

約1割に当たるわけですね。

○瓦田委員

修学旅行費や給食費に充てるための就学援助費を別の目的に使い込まれないように、面倒でも学校と連絡を取り合うことも必要ではないかと思います。

○学校教育課副課長

本来就学援助費は保護者に給付するものですが、規則にありますように保護者からの委任を受ければ学校長口座に振り込むことも可能です。未納金等の事情があって学校で管理した方がいい場合は、学校長口座に振り込むケースもあると思います。

○瓦田委員

パワーハラスメントの件についてお尋ねします。市内ではパワーハラスメントが起こった事例報告がありますか。

○学校教育課副課長

ありません。

○瓦田委員

パワーハラスメントに関する要綱ができたわけですから、きちんと機能を持たせてパワーハラスメントが発生しないようにしていただきたいと思います。

○小西委員長

議案第28号についてお尋ねします。各学校で把握している危険個所の表示を統一したものにするとすると、全部新しい標識になるのですか。それともいままでの標識に追加することになる

のですか。

○学校教育課副課長

いままではPTA会長が単独で危険個所の事故防止に関する陳情をされてきました。この要領によって、小中学校長が校区内の危険個所を職員に調査させ、又は児童生徒の保護者、民生児童委員、地元の公民館長等から意見を聴きながら危険個所の把握をして、次にPTA会長及び地元公民館長との連名で危険個所の事故防止に関する陳情書を作成し、当該団体に陳情を行うこととなります。今まではそれぞれ単独で行っていた陳情を、要領を制定して連名で陳情を行うようにしたということです。

○小西委員長

それでは、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号を決定します。

続いて、報告第54号「平成24年度都城市青少年健全育成市民大会及び都城市家庭教育振興大会開催要項の制定について」、議案第32号「都城市公民館条例の一部を改正する条例の制定について」を生涯学習課主幹よりご説明いただきます。

※生涯学習課主幹より説明

○教育部長

堀内委員から民間の方の使用について質問がありましたが、使用料を払っていただければ、どの団体でも利用していただけます。公序良俗を乱すようなことは禁止するという規定もありますが、色々な方に利用していただきたいと思います。

○小西委員長

青少年健全育成市民大会について、開催日が火曜日の午前中というのは、学校関係者、社会教育団体関係者にとっては良いと思いますが、家庭教育学級生や、一般市民の方には都合が悪いのではないかと思います。

○瓦田委員

土曜日曜にあると、家庭教育学級生は学校の行事等があり、参加できなくなるようです。夕方に開催するのはどうだろうかと思います。

○小西委員長

少しでも多くの方に参加していただけるように、工夫していただきたいと思います。

○生涯学習課主幹

総合文化ホールの中ホールではなく、大ホールでできるくらいの人数が集まれば良いと思います。

○瓦田委員

このごろ講師の方々が充実していて、良いお話をしてくださってとてもためになります。一度お話を聞くと、また行ってみようかなという気持ちになるので、できるだけニーズに合った講師の選定を大切にしていきたいと思います。

○小西委員長

それでは、報告第54号を承認し、議案第32号を決定します。

続いて、報告第55号「高城町七日市前の発掘調査について」及び33号「文化財の指定について」、議案第34号「指定文化財の一部解除について」を文化財課長よりご説明をお願いいたします。

※文化財課長より説明

○堀内委員

指定をしたことで、建物を建てる際に報告をしなければならないという規定はあるのですか。

○文化財課長

強行規定ではありませんが、文化財が破壊される恐れがある場合は申請をして、発掘等を行うことが必要になってきます。

○堀内委員

それに関して罰則はないわけですね。

○文化財課長

罰則規定はありません。任意であるので、無くなっていったものもかなりあると考えられます。

○島津委員

誰かが強行しても止める方法が無いということでしょうか。

○文化財課長

そうです。ただ、県指定、国指定になると、県や国から命令が出て、原型復旧ということがあります。法的に罰則規定はありませんが、ストップをかけることはできます。

○島津委員

市の指定文化財だと有効に止める方法が無いということですか。

○文化財課長

条例では止める手立てがないということになります。以前、島原で国の指定遺跡を無断で開発しようとして、県から告発されて原状回復命令を受けているケースがあります。

○島津委員

刑事的なことは抜きにしても、強行した業者の名前を公表する等の措置が必要なのではないでしょうか。

○文化財課長

当初の所有者には指定についての同意を得ているのですが、その中で転売をして無くなってしまっている所はあります。その状況についても我々がすべて把握するのも難しい状況がございます。

○瓦田委員

1つの業者が建設等をする場合は、前もって確認を取っているのですか。

○文化財課長

建築課で建築確認を取りますと、そちらから文化財課へ回るように言われます。今いろいろなPRをしているので、土地を開発する際にも、開発業者の方が、文化財の埋蔵地域に当てはまるのかという問い合わせがあります。ただし、面積が広い場合は試掘をしております。

○小西委員長

庚申塔とは何ですか。

○文化財課長

平安時代には、庚申の日、寝てる間に体の中の虫が抜け出して天井の神様に悪いことをしたと告げ口をするため、それを防ぐために起きてなくてはならないという習わしがあり、一晩中起きて、皆で飲んで騒ぐのですが、それを続けて成就した日に庚申塔を建てるという風習が全国的にありました。

○島津委員

瀬茅の石塔についてですが、ある日突然、勝手に修復されていたのですか。

○文化財課長

はい。ただし、指定時には笠石が地面に落ちており、それに土台を付けて石を乗せていますので、重機が必要だと思います。文化財はそのままの状態にしておかなくてはならないということを理解されていない方が、善意で建ててしまったのだと思います。しかし、そうしたことで今後この石塔が文化財としての指定を受けることは一切ありえません。他にも過去にこのような事例はありました。

○小西委員長

今回文化財として指定された高城の3件については、合併前にずっと高城町で指定されていたものです。合併後に指定を解除されたものが他にもかなりあったと思うのですが、今どのくらい文化財として指定されているのですか。

○文化財課長

合併時に解除した40件のうち、現在までに8件指定をしており、今回の3件を加えると11件指定を行ったこととなります。諸々の事情によって、指定が難しいものが12件ありますが、残り17件については今後調書を作成しまして、同意が得られれば指定の手続きを行いたいと思います。

○島津委員

指定文化財の解除については、市民にお知らせするのですか。

○文化財課長

告示を行います。市の広報紙掲載についても検討します。

○島津委員

広報することで、文化財として指定されたものは保護する気持ちが出てくると思います。

文化財を解除されたものについては、文化財に手を加えたことで指定を解除されることになったと反省されるかもしれないので、是非よろしく願います。

○文化財課長

是非、PRも兼ねて広報をしていきたいと思います。

○小西委員長

それでは、報告第55号を承認し、議案第33号、議案第34号を決定します。

続いて、報告第56号「都城島津邸の観覧料について」を島津邸館長よりご説明いただきます。

※都城島津邸館長より説明

○小西委員長

報告第56号に関しての質問はよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、報告第56号を承認します。

12 その他

○いじめに関するアンケート結果について

※学校教育課副課長より説明

○次回11月定例教育委員会日程について

日時 平成24年11月9日(金) 14時00分から

会場 市役所南別館委員会室

以上で、10月定例教育委員会を終了します。